

(システム施行)

保体第95号

令和8年7月3日

各県立学校長 殿

教育長

(公印省略)

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局長外4者から通知がありましたので、承知願います。

なお、県立学校における対応について、別紙のとおり整理しましたので、適切に対応願います。

<担当>

- 運動部活動について  
教育庁保健体育安全課 学校体育班 門脇  
電話：022-211-3667
- 文化部活動について  
教育庁生涯学習課 協働教育班 石川  
電話：022-211-3690
- 学校安全について  
教育庁保健体育安全課 学校安全・防災班 安田  
電話：022-211-3669
- 修学旅行等について  
教育庁高校教育課 学校経営・生徒指導班 建部  
電話：022-211-3626
- 事業者選定・契約について  
教育庁高校財務・就学支援室 管理運営班 佐藤  
電話：022-211-3623
- 特別支援学校について  
教育庁特別支援教育課 学校運営支援班 加茂  
電話：022-211-3647

【別紙】

## 県立学校における移動を伴う教育活動での対応

令和8年7月3日  
宮城県教育委員会

### 1 移動手段の基本的な考え方

- (1) 公共交通機関や緑ナンバーの貸切バスまたはスクールバス等を利用する。  
その際、契約及び当日の運転手の適性を確認すること。
- (2) 原則として、教職員等の運転する車両に児童生徒を同乗させない。  
やむを得ない事情に限り、学校長が例外的に認めることができる。  
<学校長が例外的に認める際の手続き>  
国が示す「安全管理チェックシート」を活用し、以下の確認を行う。  
【文科省通知P5(4)】
  - ①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認(学校の管理職の承認)
  - ②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認
- (3) すべての移動を伴う教育活動を実施する際には、保護者の承諾を得る。

### 2 適切な事業者選定との契約

- (1) 法令に基づく許可・登録等を受けている事業者を選定する。
- (2) 書面により、契約内容(契約主体、内容等)を確認する。
- (3) 契約に関する書面(見積書や契約書等)は、保存する。
- (4) いわゆる白タク行為(無許可の有償旅客輸送)の利用は行わない。

### 3 安全確保・安全管理体制におけるガバナンスの徹底

- (1) 契約内容等は書面により確認する。
- (2) 活動の実態にあわせて危機管理マニュアルを適正に運用し、事故等発生時の緊急連絡や対応方法等、実効性のある準備を行う。
- (3) 担当者任せにせず、学校全体で対応する。

### 4 引率計画の作成

- (1) 引率計画には、日程や行程、児童生徒の人数や氏名、引率者(児童生徒が乗車する車両への同乗者)、移動手段、緊急時の対応方針や連絡体制などを記載する。
- (2) 校外活動の計画は、書面等により、保護者に対して事前に連絡する。
- (3) 上記について、管理職が把握し適切な指導を行うとともに、事前承認を行う。

### 5 部活動の遠征等の必要性の精査

- (1) 長距離や長時間にわたる移動は、学校教育活動としての必要性や、遠方への移動を伴わない代替手段(近隣校との合同練習など)を検討する。
- (2) 安全を優先し、無理のない計画(移動距離や運行時間、運転者の負担等)を立てる。

### 6 参考とする通知

- 令和8年5月12日付け保体号外「移動を伴う部活動の事故防止について」
- 令和8年5月20日付け保体号外「部活動の遠征等における安全確保について」